

キャンパスライフ・コンシェルジュ 規約

第1章 総 則

第1条 (会員規約)

- この規約は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「キャンパスライフ・コンシェルジュ」（以下「本サービス」といいます。）を、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。
- 当社は、運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、会員は本サービスの最新の規約を理解するものとし、本サービスの利用条件は、変更後の規約によることを予め承諾するものとします。

第2条 (会員)

- 会員とは、本規約に同意の上、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいいます。
- 前項に定める会員のほか、会員の2親等以内の親族（同居・別居を問いません。以下「利用者」といいます）は本サービスを利用することができます。
- 会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 入会希望者が未成年者の場合は、親権者の承諾を条件として、本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、対象物件の賃借人は、本規約の内容を十分理解するものとし、会員となる居住者にその内容を理解させ、居住者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

第3条 (譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条 (会員証)

- 当社は、会員1名につき、1枚の会員証を発行します。
- 本サービスを利用するには、会員及び利用者ご本人からのご依頼が必要です。その際、会員証の提示または会員証に記載された会員番号をお申し出いただきます。

第5条 (会員証の紛失)

- 会員は、会員証を紛失した場合には、すみやかに申込手続を行った所属大学店舗の窓口に届出をし、会員証再発行の手続をするものとします。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第6条 (会費)

会員は、本サービスを利用するにあたり、所定の会費を支払うものとします。

第7条（本サービスの有効期間と継続）

- 会員の本サービスの有効期間は、入学年度の1月1日以降で、入会希望者が申込手続を行った所属大学店舗へ入金した翌日から、会員証に表示される有効期限までとします。なお、留学などの事由があつても有効期限の延長はできません。
- 会員は、サービスを継続しようとする場合には、有効期間満了までに所属大学店舗窓口にて、当社所定の会費を当社指定の方法で支払うものとします。

第8条（変更の届出）

- 会員は、氏名等、当社への届出内容に変更があつた場合には、すみやかに申込手続を行った所属大学店舗の窓口に届出をし、変更の手続をするものとします。
- 前項の届出がなかつたことで会員が不利益を被つたとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第9条（退会、会費の返還）

- 会員の都合により本サービスを退会する時は、申込手續を行った所属大学店舗の窓口に届出をし、会員証を返却するものとします。
- 退会により会費を返還する場合については、所定の事務手数料を差し引き、退会の届出があつた日からの未経過年数分を返却するものとします。ただし、会員が以下のいずれかに該当する場合、会費の返還はいたしません。
 - 駆けつけサービスを1回でも利用した場合。
 - 会員資格を喪失した場合

第10条（会員資格の喪失）

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。会員資格を喪失した者は、加入証と会員カードをすみやかに当社に返却するものとし、この場合には、当社は会員に対し受領済の会費の払い戻しはいたしません。

- (1) 卒業もしくは自己都合等による退学等により大学籍の資格を喪失した場合
- (2) 入会時に虚偽の申告をした等不正な行為があつた場合
- (3) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- (4) 本サービス利用時において、当社又は業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、又は業務に支障を与えた場合
- (5) 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (6) 本サービスを行う際に、当社又は業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- (7) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があつたとき、又は、あつたと当社が認めた場合

- (8) 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力又はこれらに準ずるもの構成員、又は準構成員であることが判明した場合
- (9) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
- (10) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第11条（個人情報）

- 1. 当社は本サービスの運営において知り得た会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
 - (1) 会員より依頼を受けた各種サービスを提供するため
 - (2) 会員に対して当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - (3) (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員と接触する必要が生じた場合
 - (4) 会員等からいただいたご意見、ご要望にお答えするため
 - (5) 学生生活をめぐる事故や危険に関する統計資料の作成や、広く注意喚起等を行うため
- 2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供する場合があります。
 - (1) 会員が同意している場合
 - (2) 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
- 3. 当社は、第1項の目的のため、会員の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。

第12条（免責）

- 1. 当社は本サービスの利用により発生した会員又は第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより会員又は第三者に生じた損害について、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 2. 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 不正な行為があった場合又は不正な行為を行うおそれがある場合
 - (2) 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
 - (3) 本サービス利用時において、当社又は業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、又は業務に支障を与えた場合
 - (4) 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - (5) 本サービスを行う際に、当社又は業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
 - (6) 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、又は、あったと当社が認めた場合
 - (7) 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力又はこれらに準ずるもの構成員、又は準構成員であることが判明した場合
 - (8) 天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合

(9) 離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難もしくは不可能な地域における依頼の場合

(10) その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第2章 生活相談サービス

第13条（目的）

生活相談サービスは、会員の様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対して情報の提供を行うことで、会員のトラブル解決をサポートします。

第14条（サービス内容）

1. 会員から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、以下の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。
 - (1) トラブルの解決のために必要となる方法、手続等の案内
 - (2) 行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
 - (3) 保険・補償等の申請手続のサポート
 - (4) その他、トラブル解決のために必要な情報
2. 以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
 - (1) 恋愛、信仰など、個人の価値観に関する事項
 - (2) 法令や社会通念に反する事項
 - (3) 進学・就職など、大学内にて既に所定の相談窓口が設けられている事項
 - (4) 法律相談、あるいはそれに準ずる事項
 - (5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第15条（利用料金）

1. 会員は本サービスの有効期間内において、前条所定のサービスを無償で利用することができます。
2. 生活相談サービスによる情報提供後に生じる以下の費用等については、会員本人のご負担となります。
 - (1) 書類申請等にかかる費用
 - (2) カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 - (3) その他、紛争解決のために発生する費用

第16条（免責）

1. 相談サービスにおいて当社が会員に提供した情報は、会員がトラブルを解決するための一手段のご提案であり、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任の一切は、会員の自己責任もと会員本人に帰属するものとします。
2. 当社以外の第三者が行った作業については、当社は故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、相談サービスからの情報に基づき会員又は第三者に発生した損害（他者との間で生じたトラブルに起因す

る損害を含みます) 及び本サービスを利用できなかつたことにより会員又は第三者に発生した損害について、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第3章 カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートサービス

第17条 (サービス内容)

1. 当社は、会員に対して、緊急性を有する場合に、カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートサービスを行います。
ただし、以下の条件の場合、会員サービスとは別に料金が発生します。
 - (1) 部品（ガラス・パッキン・薬剤など）を使用する場合
 - (2) リフォームなど緊急作業ではない場合
2. カギ・水まわり・ガラスの駆けつけサポートとは、初期の駆けつけサポート対応をいい、トラブルを治める業務を指します。なお、部品交換や特殊作業、特殊な構造・部品を使用する場合の作業、再度訪問を要するような作業等は、原則対応いたしません。

第18条 (免責)

1. カギ・水まわり・ガラストラブルサポートサービスに関して、担当者の作業状況・天候・交通事情などの理由により、現場への急行が不可能な場合があります。また、夜間及び年末年始・お盆・GWなどの特定期間においても、現場への急行が不可能な場合があります。
2. カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートサービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 会員本人以外の依頼
 - (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
 - (3) カギの開錠の場合に会員本人の立会いがない場合
 - (4) 学生証、運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があつても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所の住所、氏名と異なっていた場合、もしくはサービス提供依頼物件の住所と異なっていた場合
 - (5) 構造が特殊なため特殊な作業が必要となる場合
 - (6) カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートとは異なるトラブルサポートサービス提供依頼
 - (7) オートロック等建物共用部分に関するトラブルの場合
 - (8) 雨漏れの場合
 - (9) 部品交換もしくは、使用方法の是正を催告したにもかかわらず、是正されない場合
 - (10) 当社が判断した場合
3. 当社及び提携会社は、故意又は重大な過失がない限り、カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートサービスに関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第19条（カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポートサービスの料金表）

(税別)

		一般	会員
基本 料金	昼 8:00~20:00	¥8,000	無料
	夜 20:00~8:00	¥11,000	
出張料金		¥200/km	
作業料金		実費（通常料金）	

- 部品（ガラス・パッキン・薬剤など）代は実費負担となります。

第4章 自転車のトラブルサポートサービス

第20条（サービスの内容）

当社は、会員に対して、下記トラブル発生時において、自転車のトラブル解決サービスを行うものとします。なお、対応は全て予約制となります。

- (1) 自転車のパンク修理
- (2) 自転車のチェーン交換
- (3) 自転車のカギの紛失・故障

第21条（免責）

1. 自転車のトラブルサポートサービスに関して、担当者の作業状況・天候・交通事情などの事由により、現場への急行が不可能な場合があります。また、夜間及び年末年始・お盆・GWなどの特定期間においても、現場への急行が不可能な場合があります。
2. 自転車のトラブルサポートサービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 自転車が会員本人の所有でない場合
 - (2) 自転車が防犯登録されていない場合
 - (3) 会員本人以外の依頼
 - (4) 故障が会員の故意に起因するものであると当社が判断した場合
 - (5) 電動アシスト自動車パワーユニットに関わる場合
 - (6) 部品交換もしくは、使用方法のは正を催告したにもかかわらず、是正されない場合
 - (7) 暴風雨・暴風雪・地震など天変地異、戦争、外国による武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動、担当者の作業状況、部品等の調達状況、天候、時間帯（夜間、深夜、早朝等）交通事情等やむを得ない事情により、作業及び訪問が困難だと当社が判断した場合
 - (8) 登録自転車の故障等が交通事故に起因するものである場合
 - (9) 本サービスを提供することが社会通念上不可能な程度に自転車が損壊している場合
 - (10) 改造、特殊構造等により、自転車が修理困難な状況にあると当社が判断した場合
 - (11) 沖縄本島・淡路島以外の離島及び海外でのトラブルサポートサービス提供依頼
 - (12) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整

地地域、海浜、山道、河川敷等出動車両の通行が極めて困難な地域及び自然保護、環境保全等の見地から主管大臣等が通行禁止を指定した地域でのトラブルサポートサービス提供依頼

(13) 当社が判断した場合

3. 当社及び提携会社は、故意又は重大な過失がない限り、以下の事項については、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

(1) 自転車のトラブルサポートサービス利用の際に生じた自転車の損壊及び人身事故等の損害

(2) 前項に掲げる場合のほか、天候や道路状況による自転車のトラブルサポートサービスの提供の遅れ又は現場に到着できない場合の損害

第22条（自転車のトラブルサポートサービスの料金表）

（税込）

出張修理代	¥1,000
● 作業費・出張費・カギの開錠・チェーン調整・パンクのパッチ修理までは、¥1,000（税込）に含まれます。	
● 各種部品代、上記以外の修理代は別途必要となります。	

第5章 自動車・バイクロードサービス

第23条（内容）

当社は会員に対して、緊急性を有する場合に、自動車・バイクのロードサービスを行います。ただし、以下に該当する場合はサービスの対象外となり、有料となります。

(1) ディーラー・修理工場からの回収、依頼

(2) 特殊な構造・部品を使用する場合

※防犯性の高いカギの場合（イモビライザー対応車など）はレッカー対応致します。

(3) 自宅又は同等の駐車場等からの回収

(4) 事故の加害者又は保険会社が費用を負担する場合

第24条（免責）

1. 自動車・バイクロードサービスに関して、担当者の作業状況・天候・交通事情などの理由により、現場への急行が不可能な場合があります。また、夜間及び年末年始・お盆・GWなどの特定期間においても、現場への急行が不可能な場合があります。

2. 自動車・バイクロードサービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

(1) 自動車・バイクが会員本人の所有でない場合

(2) 自動車賠償責任保険への加入が確認できない、車検証が確認できない場合

(3) 会員本人以外の依頼

(4) 故障が会員の故意に起因するものであると当社が判断した場合

- (5) 暴風雨・暴風雪・地震など天変地異、戦争、外国による武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動、担当者の作業状況、部品等の調達状況、天候、時間帯（夜間、深夜、早朝等）交通事情等やむを得ない事情により、作業及び訪問が困難だと当社が判断した場合
- (6) 車検・点検・整備を目的とする回収、依頼の場合
- (7) 違法改造車・飲酒運転等、法律に違反した状態での依頼
- (8) 長期間保管・放置された状態での自動車・バイクのロードサービス依頼
- (9) 法人所有もしくは営業ナンバー自動車・バイクのロードサービス依頼
- (10) 部品交換もしくは、使用方法の是正を催告したにもかかわらず、是正されない場合
- (11) 沖縄本島・淡路島以外の離島及び海外でのロードサービス提供依頼
- (12) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、山道、河川敷等出動車両の通行が極めて困難な地域及び自然保護、環境保全等の見地から主管大臣等が通行禁止を指定した地域でのロードサービス提供依頼
- (13) 当社が判断した場合

3. 当社及び提携会社は、故意又は重大な過失がない限り、以下の事項については、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

- (1) 自動車・バイクのロードサービス利用の際に生じた自動車・バイクもしくは車庫、住居等の損壊及び人身事故等の損害
- (2) 前項に掲げる場合のほか、天候や道路状況による自動車・バイクのロードサービスの提供の遅れ又は現場に到着できない場合の損害

第25条（自動車・バイクロードサービス料金表）

(税別)

		一般	会員	
基本 料金	昼 8:00~20:00	¥8,000	無料	
	夜 20:00~8:00	¥11,000		
出張料金		¥200/km		
積込み料金		実費		
特殊料金				
移動料金		¥600/km	20kmまで無料	

- レッカー（移動）料金は 20/km まで無料となります。20km を超えた部分は¥500/km となります。
- 部品代・燃料代（ガス欠時）・有料道路料金は実費負担となります。